

## 交流及び共同学習ガイド 本文改定案（たたき台）

## 第1章 交流及び共同学習の意義・目的

我が国は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「小・中学校等」という。）並びに特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に助け合って生きていく力となるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする意識の醸成につながると考えます。

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられます。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

**参考** 学習指導要領等の主な関係記述抜粋

＜幼稚園教育要領＞（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 6 幼稚園運営上の留意事項

- 3 地域や幼稚園の実態等により、幼稚園間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るものとする。  
（略）また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

＜小学校学習指導要領＞（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

＜中学校学習指導要領＞（平成 29 年 3 月告示）

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

＜特別支援学校幼稚部教育要領＞（平成 29 年 4 月告示）

第 1 章 総則 第 7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

- 4 学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。

（略）また、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

＜特別支援学校小学部・中学部学習指導要領＞（平成 29 年 4 月告示）

第 1 章 総則 第 6 節 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の

生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

※今後改訂が予定されている高等学校学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領についても記載予定。

## 第2章 交流及び共同学習の展開

ここでは、小・中学校等で交流及び共同学習を実際に推進していく際のおおよその手順を説明します。また、それぞれの項目において、最初に記載している「ポイント」は、取組に当たって、特に意識することが大切な内容になります。

### 1 関係者の共通理解

#### ポイント

- 学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

交流及び共同学習の実施に当たっては、学校の教職員、子供たち、保護者など当該活動にかかわる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切です。

教職員については、校長のリーダーシップの下、校内研修や事例報告会の実施などにより、学校全体で取組の意義やねらい、内容等を共有した上で取り組むことが大切です。また、交流及び共同学習は、小・中学校等の通常の学級と特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等との間で行うことが考えられるため、その両者の関係者が互いに活動の意義やねらい等について理解し合うことが大切です。そのためには、関係者間で協議し、両者が話し合う機会を、指導計画に位置付けるなどして、計画的に確保することが考えられます。両者の組織の有機的な連携や協力体制が確保されることで、活動の意義やねらい、相手校や相手学級の教育の実際、障害のある子供への接し方等についての関係者の共通理解が進みます。

子供たちに対しては、十分な事前学習を通じて、教職員が活動の意義やねらい等を明確に示すことが、実際の活動における子供たちによる主体的な活動を促すこととなります取組につながります。

また、保護者に対しても、学校だよりや保護者説明会の場などを活用して、教職員が丁寧な説明や情報提供を行うことで、保護者の障害者理解や交流及び共同学習の意義について理解が深まり、学校外の生活においても子供たちの意識の変容等を後押しすることにつながると期待されます。

〔参考となる取組事例〕 ※第3章の取組事例のうち該当するものを紹介予定

◆ . . . . . (〇ページ)

## 2 体制の構築

### ポイント

- 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

教職員によって交流及び共同学習に関する理解や取組状況が異なることから、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に継続して取り組むことが大切です。

そのため、全教職員を対象に校内研修や事例報告会を実施するなどにより、学校全体で取組を共有することが考えられます。また、新たに活動を計画・実施する教職員が円滑に取り組むことができるように、これまでに蓄積された交流及び共同学習を実施するためのノウハウ等をまとめて学校内で共有するなどの工夫が考えられます。

なお、場合によっては、交流及び共同学習を児童会や生徒会等の活動に組み込んで、例えば、生徒会等に活動の進行を任せるなど、子供の担当する役割を明確にした上で、子供の発達段階に応じて、交流及び共同学習のプロセスの一部を児童生徒に担わせる工夫も考えられます。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (〇ページ)

## 3 指導計画の作成

### ポイント

- 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- 単発のイベントやその場限りの活動ではなく、継続的な取組として年間計画に位置付ける。

交流及び共同学習を計画的・継続的に行うためには、担当する教職員があらかじめ指導計画の中に位置付けておくことが大切です。

その際には、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、相手校・相手学級との役割分担、協力体制等について、担当する教員間で事前に十分に検討し、無理なく継続的に行えるよう活動を計画します。特に、時間割については、年度の途中で随時変更することが難しい場合もあることから、相手校・相手学級と事前に調整し、年度当初に決めておくことが望ましいです。

また、交流及び共同学習が単発の交流機会やその場限りの活動とならないよう、事前学習・事後学習も含めて一体的な活動を計画することが大切です。スポーツや芸術文化活動を通じたイベントのような形で行うことは、これまで交流及び共同学習にあまり積極的に関わっていなかった子供や保護者等の関心を高める効果があると考えられますが、その場限りの活動で終わってしまえば教育の効果が小さくなってしまいます。また、イベントを行うと、時間や費用などのコストもかかるので、日常において無理なく継続的に行えるものを計画することが大切です。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (〇ページ)

#### 4 活動の実施

##### ポイント

- 事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- 障害について形式的に教えるにとどまらないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害理解に係る丁寧な指導を継続する。

##### 事前学習

充実した活動を行うためには、事前に、子供たちや活動に関わる関係者に対

し、担当する教職員が活動のねらいを明確にし、理解を深めておくことが大切です。ねらいの設定に当たっては、この活動を通して子供のどのような資質・能力を育成するのかを検討することが大切です。

また、関係者間でねらいを達成するために必要な障害に関する理解や一緒に活動を行う子供の特性や個性についての理解を進めるとともに、活動を円滑に実施するために、実際の活動内容や役割分担等について、事前学習を行うことが大切です。

事前学習を充実させるには、担当する教職員同士が事前の打合せや情報交換等を十分に行い、互いに理解を深めておくことが必要です。

障害のない子供たちや関係者に対する事前学習においては、障害についての正しい知識、障害のある子供たちへの適切な支援や協力の仕方等についての理解を促すことなどが考えられます。

障害のある子供たちに対する事前学習には、積極的な行動、支援や協力の求め方・断り方、自分の気持ちの表現の仕方等についての理解を図ることなどが考えられます。

子供たちがお互いの理解を進めるには、子供の代表者が事前に相手校を訪問し、親しくなる機会を設けるという方法も役立ちます。また、実際の活動を行う前に相手校に下駄箱や机、椅子等を双方に用意するなどして、まずは障害のある子供がそれぞれの活動場所で所属意識を持つことができるように工夫することが考えられます。こうしたことは、障害のある子供たちが安心して活動に参加することにつながるとともに、障害のない子供たちにとっては、自然に友達を受け入れるための事前学習にもなります。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (〇ページ)

### 活動当日

実際に活動を行う際には、次のような点に配慮することが必要です。

- 子供たちが主体的に活動に取り組むことができるようにする。
- 障害のある子供たちの活動の状況や周囲の者の支援の様子を常に把握し、円滑に活動できるよう指導・助言する。
- 事故防止に努めるとともに、障害のある子供に対し、活動が負担過重にならないように留意する。

子供が主体的に活動に取り組むことができるようにするためには、活動の流れを一定にしておくことが役立ちます。そうすることで、障害のある子供も障害のない子供も、互いに見通しをもって自分から活動することができるようになります。同時に、活動によっては、実際の活動の様子を見ながら内容を調整していくことで、両者のねらいに即した柔軟で円滑な活動を行うことができます。

両者が活動に意欲的に取り組み、共に活動を楽しむことで、自然に子供同士のふれあいが生まれると考えられます。

なお、身体的あるいは精神的に疲れやすい子供もいます。表情や動き等をよく見て、負担過重とならないよう留意する必要があります。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (〇ページ)

### 事後学習

交流及び共同学習を実施した後、子供が活動してみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、活動のねらいに基づいて子供たちの理解を深めるとともに、交流及び共同学習に対する関心を一層高めるようにすることが大切です。

例えば、その結果や活動の様子等について、担当する教職員が学校だより等を活用して相手校や校内などに広く伝えることは、相互の理解を深めることにつながります。また、子供たちが感想などを作文や絵にまとめる機会を設けることなどもよい方法です。その際には、よかったことを中心に振り返りをするすることで、より意欲的に取り組むことができるようになります。さらに、写真やビデオ等を効果的に活用することにより、子供たちが具体的に活動を想起できるようになり、次回への期待を高めることができるようになります。

このように様々な手段で、次回の活動につなげていくことが大切です。

また、交流及び共同学習に関する時間だけではなく、その後の日常の学校生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することが、教育の効果を高めることにつながります。その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切です。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (〇ページ)

## 5 評価

### ポイント

- 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- 活動直後の状況だけではなく、その後の日常生活における子供たちの変容をとらえる。

活動後には、ねらいがどの程度達成できたのか、活動を通して相互理解がどのように進んだのかなどについて具体的に評価し、各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたかを明らかにします。(※)

学校独自に交流及び共同学習に関する評価の観点を定めておき、それに基づいて評価するなどの工夫も考えられます。

そして、交流及び共同学習の大きな目的である「共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するためには、作文や絵等に表現されたものや活動場面での変容だけでなく、その後の学校生活や学校外の生活において、子供がどのような姿を見せているのか、意識や行動にどのような変容があったのかについてもとらえることが大切です。

このような評価を今後の活動に生かし、必要な改善や計画の見直しを行い、よりよい交流及び共同学習にしていくことが大切です。

### ※評価に当たっての考え方

○交流及び共同学習を通して、子供の相互理解がどのように進んだか。

障害の有無にかかわらず、共生社会を形成する一員として、相互に互いの人格と個性を認め尊重し、支え合うことなどの心情や態度を育むことができているかの視点からの評価に努めます。

○各教科等の学習においてどのような力が身に付いたか。

交流及び共同学習で子供が互いに学び合うことの意味を教員間で共有しておくとともに、学習活動のめあてに応じた学習評価項目に基づくことなど、関係者で打ち合わせしておくことが重要です。

交流及び共同学習の学習場面における子供の意識や態度の変容だけでなく、学校や地域での生活も含めて、子供の変容を可能な限り幅広く、総合的に把握できるようにします。

- 交流及び共同学習での学習の様子等については、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載することが望ましいです。

〔参考となる取組事例〕

◆ . . . . . (○ページ)

### 第3章 取組事例

※平成29年度の文科省事業による取組等を踏まえ、平成30年度に作成。

(事例として掲載する内容例)

- ・ 学校間交流、居住地校交流、特別支援学級との交流に関するそれぞれの事例
- ・ 新たに交流及び共同学習を行う場合に、関係者への連絡やカリキュラムの調整等、導入に当たっての課題やその対応の仕方に関する事例
- ・ 活動の評価の仕方の事例（評価指標例など）

など